

森永ひ素ミルク中毒被害者に対する 救済事業へのご協力をお願い

公益財団法人ひかり協会
東中国地区センター事務所

森永ひ素ミルク中毒事件

事件発生

1955（昭和30）年の春から夏にかけて、西日本一帯で人工栄養児に原因不明の病気が集団的に発生（同年8月にひ素中毒によるものと判明）

原因

乳児用粉乳に大量のひ素化合物が混入したことによる、大規模な乳児の集団中毒

被害者（事件当時）12,131名 うち死者（事件当時）130名

症状

発熱、睡眠不良、咳、下痢、嘔吐から始まり、皮疹、色素沈着、肝腫、さらに腹部膨満、貧血など、典型的なひ素中毒症状がみられた（中毒が進むと腹水、黄疸や、痙攣発作、脳症なども発症）

ひかり協会について ①

一時的な賠償金での
解決ではない

継続的な健康管理や
生活保障・援助など

■ 森永ひ素ミルク中毒事件の 被害者に対する恒久的な救済のための事業を実施

- 国（厚生省：現 厚生労働省）
- 森永ミルク中毒のこどもを守る会
（現 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会）
- 森永乳業株式会社

この三者で合意された
「三者会談確認書」
【パンフ p.3】
（1973(昭和48)年12月23日
締結）に基づく事業

三者がそれぞれの立場で協力し「救済機関」を設立して
被害者救済に努力することを約束

ひかり協会について ②

■ 沿革・組織 など

- 1974（昭和49）年 森永ひ素ミルク中毒被害者の恒久的な救済のために財団法人として設立
- 2011（平成23）年 公益財団法人に移行
- 本部事務局は大阪市、被害者対応を行うのは
7つの地区センター事務所と2つの出張所（2026年1月現在）

関 東（東京） 東近畿（京都） 西近畿（大阪）
東中国（岡山） 西中国（広島） 四 国（徳島）
九 州（福岡）

島根（東中国）
山口（西中国）

【2030年度までに閉所。閉所後は
センター事務所へ連絡を】

被害者の状況 (2025年12月末現在)

■ 被害者総数 13,464名

★ 「協会との連絡を常時希望する」被害者
= ひかり協会の事業の対象者 ➡ 5,123名

★ 2025年度 全員が70歳以上

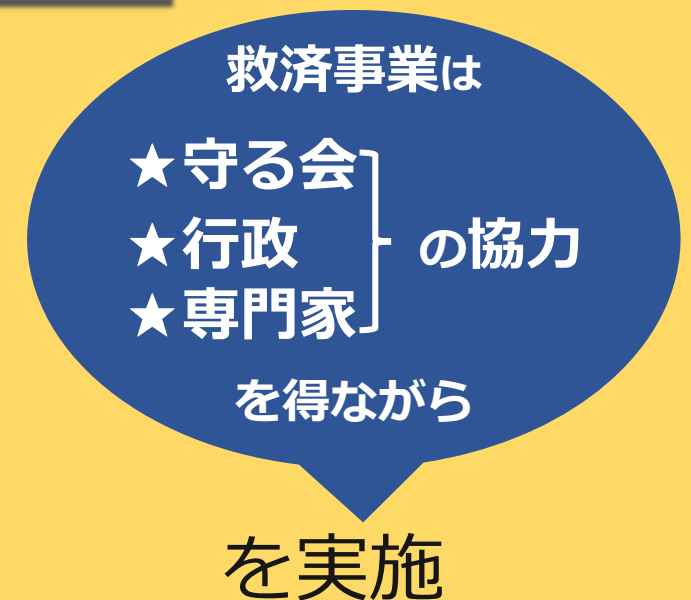
ひかり協会が対応している被害者の人数 (2025年12月末現在)

ブロック名	県名	全被害者数	協会と常時連絡希望者数	障害被害者数
東中国	岡山県	1821名	644名	88名
	島根県	231名	86名	12名
	鳥取県	57名	21名	9名
西中国	広島県	2035名	762名	122名
	山口県	438名	155名	15名

ひかり協会の救済事業

■ 被害者の恒久的な救済のための事業（現在の事業）

- ① 被害者全体に対する救済事業（相談、保健・医療など）
- ② 障害のある被害者に対する救済事業
（生活の保障・援助、生活充実支援など）
- ③ その他の事業
 - ・ 調査研究事業
 - ・ 飲用認定事業
 - ・ 自主的救済活動促進に係る事業



行政協力 ～主要要請・対応内容～

■ 行政協力を得て救済事業に係る取組を推進

保健師による保健指導

協会事業への講師派遣

健診（検診）の情報提供

肝炎検査の情報提供と受診勧奨

禁煙外来などの情報提供

森永ひ素ミルク中毒被害者
対策対象者名簿の周知・管理

同名簿に基づく障害福祉・
介護保険サービスに係る相談対応

施設入所等の取組への協力

65歳以降の適切なサービス提供に
向けた取組への協力

就労支援の協力

生活保護の収入認定に係る
取扱いへの協力

被害者の住所不明に係る
情報提供への協力

など様々な協力を得ている【パンフpp.11～19】

被害者のこれから

■ 高齢期を迎えて

障害のある被害者 健康状態や生活の変化が大きくなっていく

・関係機関
・ひかり協会

協力・支援

**本人の意思が尊重された医療・支援
を受けることができる状況・環境**

障害のない被害者 健康・生活・孤立などの課題を抱える可能性
が高まる

・関係機関
・ひかり協会

協力・支援

**地域の社会資源に結びつき、必要な
支援を受けることができる状況・環境**

被害者救済事業へのご協力をお願い

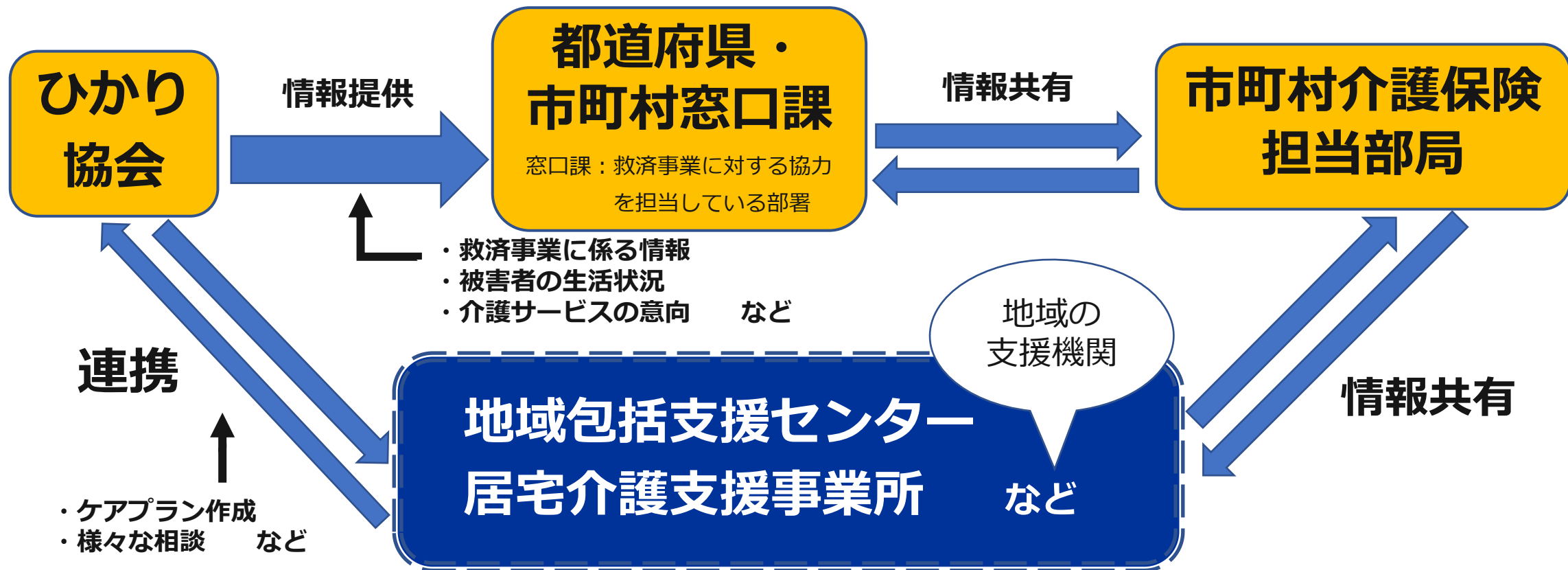
■ 被害者が安心して生活を送るために

- 森永ひ素ミルク中毒事件の概要と被害者の実態、ひかり協会による救済事業をご理解ください
- 居宅介護支援事業所やヘルパー事業所、訪問看護事業所などの支援機関と同様に、ひかり協会とも連携してください
- 被害者の生活状況やサービス利用の意向等の情報共有をしてください

被害者救済事業へのご協力をお願い

■厚生労働省 事務連絡発出(2024年6月21日)【パンフpp.18～19】

「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」



被害者救済事業へのご協力をお願い

■ 関係機関による連絡調整会議（ネットワーク会議）への参加

被害者を中心として
支える
“大きな支援の輪”

